

社会福祉法人永寿会
前橋市ほのぼの荘デイサービスセンター指定通所介護
及び前橋市介護予防通所介護相当サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人永寿会が開設する前橋市ほのぼの荘デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護、介護予防通所介護相当サービス(以下「指定通所介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護者、要支援者又は基本チェックリスト該当者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定通所介護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 介護予防通所介護相当サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 前橋市ほのぼの荘デイサービスセンター
- 二 所在地 前橋市金丸町252-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤職員)
管理者は、事業所の従業者の管理、指定通所介護等の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 3人(常勤兼務3人)

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

三 看護職員 2人以上

看護職員は、利用者の健康状態の確認及び保健衛生上の指導や看護を行う。

四 介護職員 6人以上

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

五 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

六 事務職員 1人（常勤兼務1人）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

（利用定員）

第6条 指定通所介護等の利用定員は、30人とする。

（指定通所介護等の内容）

第7条 指定通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- 一 食事の提供
- 二 入浴
- 三 機能訓練
- 四 レクリエーション
- 五 健康状態の確認
- 六 生活相談
- 七 送迎
- 八 その他日常生活に必要な支援及び介助

（利用料等）

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は前橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱が定める額とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

- 一 食費 昼食代 1食当たり600円
- 二 日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用は実費

3 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、前橋市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 一 主治の医師から指示事項等がある場合は、管理者又は従業者に申出ること。
- 二 体調不良等により指定通所介護等の利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する場合があること。
- 三 ほかの利用者の迷惑になるようなことはしない。
- 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、指定通所介護等を提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師へ連絡する等の措置を講ずるものとする。

（非常災害対策と業務継続計画の策定）

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、感染症や非常災害の発生において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため等の計画を策定し、従業者に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。また事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行わなければならない。

（その他運営についての重要事項）

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人永寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待及び身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待及び身体拘束を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待及び身体拘束防止のために必要な措置
- 四 責任者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待及び身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。